

# 労働委員会の窓（令和7年10月分）

## 《 会議関係 》

- 10月10日 第1356回公益委員会議  
「令和6年（不）第1号事件の終結について」など2件
- 10月24日 第1247回愛媛県労働委員会総会  
「令和6年（不）第1号事件の終結及びこれに伴う労働組合の資格審査について」など6件

## 《 集団的労使紛争関係 》

### ○ 調整事件

| 事件番号        | 業種    | 申立年月日<br>申 請 者 | 区分   | 調整<br>回数 | 調整事項                | 終結状況 |
|-------------|-------|----------------|------|----------|---------------------|------|
| 7年調整<br>第2号 | サービス業 | R7.10.23       | あっせん | -        | 会社都合による<br>休業の賃金支払い | 係属中  |

## 《 個別的労使紛争関係 》

### ○ 労働相談

|         | 相談者数 | 相談件数 |
|---------|------|------|
| 10月     | 38   | 57   |
| 累計（4月～） | 158  | 227  |

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。



## 仕事のモヤモヤまず相談！ 愛媛県労働委員会にご相談ください

- 働き始める前に、必ず労働条件を確認しましょう。労働契約を締結する際に、会社は労働者に労働条件を明示する義務があります。
- サービス残業（賃金不払残業）は、法律上許されるものではありません。会社には労働の対価をきちんと支払ってもらいましょう。
- 年次有給休暇は、勤務期間などの条件を満たせば、正社員でなくても付与されることがあります。また、取得理由を伝える必要はありません。
- 解雇は、会社が自由に行えるものではなく、誰もが納得できる理由が必要です。

相談は無料・秘密厳守です。お気軽にお電話ください！

### 愛媛県労働委員会

〒790-8502 愛媛県松山市北持田町132

## 089-912-2996

Mail: [roudau@pref.ehime.jp](mailto:roudau@pref.ehime.jp)  
HP: <https://www.pref.ehime.jp/page/2573.html>



